



市内を歩いていると、道や川沿いなどにはたくさんのごみがポイ捨てされている光景を目にすることがあると思います。最近では「エグ」を合言葉に、環境意識の高まりもありますが、一方で価値観の多様化など一部でモラルの低下が進み、ごみのポイ捨てや不法投棄が後を絶ちません。

そこで、道や川など公共の場所でのごみのポイ捨てや犬のふん害、路上喫煙等を防止するため、市役所、市民、事業者などがそれぞれの役割を担い、地域が一体となってまち全体の環境意識を高め、良好で快適な生活環境をつくってまいります。

## ごみのポイ捨て等の 禁止条例ができました 「米原市環境美化条例」7月1日施行

### 条例の主な内容

#### 対象地域・人

- 市内すべてを対象地域とし、市民・事業者のほか、通勤・通学、または観光などで市内に滞在、通過する人も含みます。

#### 条例で禁止されること

- ポイ捨て禁止(たばこ、空き缶、ペットボトルなど)  
ごみは持ち帰るか、確実に回収容器に入れましょう。
- 犬のふんの放置禁止  
飼い主は、袋などにふんを入れて持ち帰りましょう。

#### 違反者に対しては…



指導後、違反が繰り返される場合は、段階を踏んでその事実を公表します。

#### 条例の今後の展開について(予定)

- 美化重点区域・喫煙禁止区域の指定  
皆さんと一緒に指定地域について検討していく予定です。
- 美化協力員の設置  
環境美化の推進・啓発や違反者に対する指導などを行っていただく美化協力員を設置します。

#### 市民のみなさんへのお願い

- 土地所有者は土地の適正管理に努めましょう。  
適正に管理されていない場所にごみが投棄されることが多いので、ごみを捨てさせないきれいな環境を保ちましょう。
- 喫煙時はマナーを守って(吸い殻は灰皿に)  
たばこの吸い殻の散乱防止に努めましょう。



美しい米原市を  
未来の世代に

市では、平成18年に「環境基本条例」を施行後、具体的な取り組みとなる「環境基本計画」を策定しました。その中でも、「安全で快適な生活環境の創造と保全」を重要な課題として位置付けています。

左表のように、市内に放置されているごみの量は毎年大きく減ることなく、日々、私たちの大事な自然環境へ影響を及ぼしています。

不法投棄も言め、一人では解決できない問題も、みなさんの心がけの積み重ねで大きく改善できます。

美しい自然環境を未来の子どもたちに引き継いでいけるよう、市民のみなさんのご協力をお願いします。

#### 米原市における 主なごみの量の推移

品目	H20年度	H21年度	H22年度
可燃ごみ	3,5t	5,7t	3,7t
不燃ごみ	12,8t	11t	14,2t
テレビ	54台	49台	44台
エアコン	3台	4台	2台
冷蔵庫	6台	21台	20台
洗濯機	6台	9台	6台
廃タイヤ	317本	218本	224本

お問い合わせ  
経済環境部 環境保全課(伊吹庁舎)  
☎58-22300 ☎58-19300